いずみ湖公園トライアル・サウンディング

実施要領

※トライアル・サウンディングとは、公共施設等の持つポテンシャルや魅力を最大限に引き出すとともに、施設の効果的な利活用の方法を探るため、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

令和８年７月

下諏訪町　建設水道課

１．背景および目的

いずみ湖公園は、住民の保健休養レクリエーション施設として、平成７年度に全面供用が開始されてから、現在に至るまで多くの方にご利用いただいてまいりましたが、開園から約 30 年が経過し利用者が減少傾向にあることから、いずみ湖公園の今後の活用方法等における課題を再定義することが急務となっています。

そこで、いずみ湖公園を対象に公園の一部を暫定的に利用しながら事業を試行するトライアル・サウンディングを実施します。この手法を通じて、民間事業者の皆様には実際に公園の使い勝手や立地条件、収益性等を確認しながら、事業性や利用ニーズを検証していただき、より多くの人に利用していただく新たな活用アイデアを募ります。将来的には民間事業者の知見と柔軟な発想を取り入れた管理運営も検討しており、本トライアルを通じて地域の特性に合致した持続可能な公園運営モデルを構築し、いずみ湖公園の更なる活用と利用促進を目指します。

２．対象公園

〈公園概要〉

名　　称	いずみ湖公園
所 在 地	諏訪郡下諏訪町 8777 番地 1
開設年月日	平成 7 年 3 月 31 日
面　　積	40.4ha
施設内容	カヌー場、グラウンド（多目的・サブ）、マレットゴルフ場、芝生広場 研修の家、キャンプ場、テニスコート（テニスコートは現在閉鎖中）
公園種別	総合公園

３．実施期間

令和８年８月１日から令和９年３月３１日までの原則１日から６か月程度までとします。

また、イベントが重なった場合や各施設の予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。

４．トライアル・サウンディングの流れ

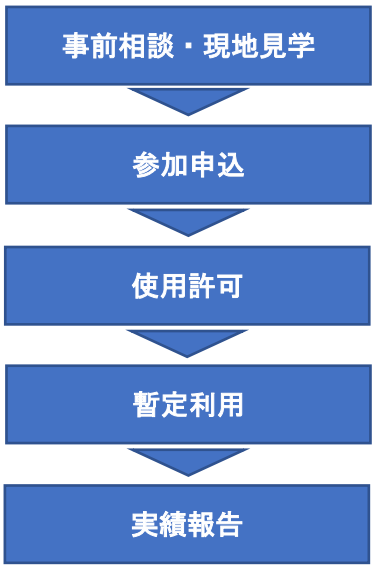

建設水道課と日程調整のうえ随時実施します。

申込内容を建設水道課で審査します。
本トライアル・サウンディングの趣旨に合致する利用の場合、実施事業として認定します。

許可書を交付します。
本トライアル・サウンディングの趣旨に合致する利用の場合、使用料を減免します。

許可内容に応じた暫定利用を実施します。
利用期間は､原則１日から６か月程度までとします。

事業実施後、実績報告書を提出してください。

５．参加要件

申請者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分に理解し、かつ、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、ＮＰＯ法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、応募することが出来ません。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続き中の者。

（３）下諏訪町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 19 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者。

（４）法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれている者。

① 破産者で復権を得ない者。

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者。

（５）町税その他租税を滞納している者。

（６）宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。
（７）法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、事業実施予定日までに許認可等の条件となる免許等を有していない者。
（８）その他トライアル・サウンディングに参加することが適当でないと町が認める者。

６．提案要件等

（１）提案要件

事業の提案内容は、以下の事項を遵守するものとします。

ア　確実に実施できる内容であること。
イ　公園利用者の安全に配慮するとともに、利便性やサービスの向上が見込まれる内容であること。
ウ　他の公園利用者に配慮すること。
エ　事業実施にあたって、町の財政負担を前提としないこと。

（２）提案の対象外

次に掲げるものは事業の提案の対象外とします。

ア　都市公園法やその他法令等で禁止されている行為
イ　政治的活動又は宗教的活動
ウ　青少年等に有害な影響を与える物販又はサービス提供等
エ　騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
オ　他の公園利用者の公園利用を著しく妨げる行為
カ　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）」第２条第５号に規定する指定暴力団等の活動
キ　公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
ク　その他、町がいずみ湖公園で実施する内容として不適切と判断する行為

７．留意事項

（１）費用負担について

ア　応募に関わるすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。
イ　公園使用料は、原則免除とします。（減免許可必要）
ウ　暫定利用に係る経費（光熱水費含む）は、実施事業者の負担とします。

（２）提出書類や特許権等の取り扱いについては、次のとおりです。

ア　提出書類の著作権は、実施事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
イ　実施事業者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しないことと

します。

ウ　提案内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、実施事業者が負うものとします。

（３）法令の遵守

提案及び実施にあたっては、実施事業者の責任において関係法及び法令適合等を確認してください。

（４）リスク分担

事業の実施に伴い発生するリスクについては、実施事業者が負うものとします。

（５）事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、町から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

（６）事業実施の取り扱い

今後、町がいずみ湖公園において官民連携事業に関する公募を行った場合の事業参入を確約するものではありません。

８．申請関係

（１）提出書類

提出時期	書　類　名
①申請時	いずみ湖公園トライアル・サウンディング事業計画書（様式１）
	申請者に関する基本事項（様式２）
	誓約書（様式３）
②実施決定後	公園占用許可申請書または公園内行為許可申請書
	公園使用料減免申請書
	（必要に応じて）消防署、保健所への届け
③実施後	実績報告書（様式４）

※事前相談又は現地調査は随時受け付けています。

（２）提出先

住　所：〒393-8501　長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

担　当：下諏訪町　建設水道課都市整備係

連絡先：0266-27-1111（内線 244）

メール：tokei@town.shimosuwa.lg.jp